



茨城県報 第1638号

平成17年1月20日

木曜日

目 次

告 示

ページ

| | |
|--|----|
| 町の区域の設定（市町村課） | 2 |
| 字の区域の変更（2件）（市町村課） | 9 |
| 民生委員協議会を組織する区域の一部改正（厚生総務課） | 10 |
| 民生委員定数の一部改正（3件）（厚生総務課） | 10 |
| 救急医療協力診療所の名称の変更（医療整備課） | 11 |
| 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課） | 11 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課） | 12 |
| 地域森林計画の概要（林政課） | 13 |
| 地域森林計画の変更の概要（3件）（林政課） | 13 |
| 公有水面埋立ての免許（水産振興課） | 14 |
| 公有水面埋立地の用途変更の許可（水産振興課） | 15 |
| 道路の区域の変更（道路維持課） | 17 |
| 道路の供用の開始（4件）（道路維持課） | 18 |
| 廃川敷地等の発生（2件）（河川課） | 19 |
| 都市計画土地区画整理事業の変更（都市計画課） | 20 |
| 都市計画事業の認可（公園街路課） | 20 |
| 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（下水道課） | 21 |
| 特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所（計量検定所） | 22 |
| 土地改良区役員の就退任（2件）（土地改良事務所） | 23 |
| 土地改良法に基づく換地処分（土地改良事務所） | 25 |
| (選挙管理委員会) | |
| 選挙管理委員会委員長の就任 | 25 |
| 選挙管理委員会第2回定期例会の招集 | 25 |
| 政治団体の設立届出 | 26 |
| 政治団体の届出事項の異動届出 | 26 |
| 政治団体の解散届出 | 26 |
| 資金管理団体の指定届出 | 27 |
| 資金管理団体の指定の取消しの届出 | 27 |

(人 事 委 員 会)

県内旅行起点表の一部改正 27

公 告

家畜伝染病の発生及び転帰の報告(畜産課) 30

都市計画の図書の縦覧(都市計画課) 30

開発行為の工事完了(10件)(建築指導課) 30

道路の位置の指定(建築指導課) 32

(公 安 委 員 会)

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 32

正 誤

平成16年10月21日付け茨城県報第1613号中 35

平成17年1月11日付け茨城県報第1635号中 35

告 示

茨城県告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により神栖町長から住居表示の実施に伴い、同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、平成17年2月28日から生ずるものである。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 変更前の大字名 | 区 域 の 説 明 | 変更後の町名 |
|---|---|----------|
| 大字木崎の一部、 大字田畠の一部 | 町道6-004号線西側～町道7-054号線南側～町道8-339号線西側～大野原八丁目境界で囲まれた区域 | 大野原中央一丁目 |
| 大字木崎の一部、 大字田畠の一部、 大字息栖の一部 | 町道8-339号線西側～町道7-054号線南側～町道8-325号線西側～大野原六丁目境界～大野原七丁目境界で囲まれた区域 | 大野原中央二丁目 |
| 大字息栖の一部 | 町道8-325号線西側～町道7-054号線南側～主要地方道成田・小見川・鹿島港線東側～大野原五丁目境界～大野原六丁目境界で囲まれた区域 | 大野原中央三丁目 |
| 大字息栖の一部 | 町道8-325号線西側～町道8-372号線南側～主要地方道成田・小見川・鹿島港線東側～町道7-054号線南側で囲まれた区域 | 大野原中央四丁目 |
| 大字木崎の一部、 大字田畠の一部、 大字高浜の一部、 大字石神の一部、 大字息栖の一部 | 町道8-339号線西側～町道8-365号線南側～町道8-372号線南側～町道8-325号線西側～町道7-054号線南側で囲まれた区域 | 大野原中央五丁目 |
| 大字木崎の一部、 大字田畠の一部、 大字高浜の一部、 大字石神の一部 | 町道6-004号線西側～町道8-365号線南側～町道8-339号線西側～町道7-054号線南側で囲まれた区域 | 大野原中央六丁目 |

| 変更前の大字名 | 区域図 | 変更後の町名 |
|-----------------|---|----------|
| 大字木崎の一部・大字田畑の一部 | <p>Map showing the area from the former districts of Ochiai and Tajika to the new town of Onahara Chuo 1-chome. The map includes roads 8-339, 7-054, and 6-004, and the boundary of Onahara 8-chome. A scale bar shows 0 to 200 meters.</p> | 大野原中央一丁目 |

| 変更前の 大字名 | 区 域 図 | 変更後の 町名 |
|-------------------------|--|------------|
| 大字木崎の一部・大字田畑の一部・大字息栖の一部 | <p>大野原六丁目境界</p> <p>大野原七丁目境界</p> <p>大字木崎</p> <p>大字田畑</p> <p>町道 8-325号線</p> <p>町道 7-054号線</p> <p>町道 8-339号線</p> <p>北</p> | 大野原中央二丁目 |

| 変更前の 大字名 | 区 域 図 | 変更後の 町名 |
|-------------|---|------------|
| 大字息栖の一部 | <p>主要地方道成田・小見川・鹿島港線</p> <p>町道7-054号線</p> <p>大野原五丁目境界 大野原六丁目境界</p> <p>大字息栖</p> <p>0 50 100 150 200 m</p> | 大野原中央三丁目 |

| 変更前の大字名 | 区域図 | 変更後の町名 |
|---------|--|----------|
| 大字息栖の一部 | <p>主要地方道成田・小見川・鹿島港線</p> <p>町道 7-054 号線</p> <p>町道 8-325 号線</p> <p>町道 8-372 号線</p> <p>大字息栖</p> <p>0 50 100 150 200 m</p> | 大野原中央四丁目 |

| 変更前の大字名 | 区域図 | 変更後の町名 |
|---|--|----------|
| 大字木崎の一部・大字田畑の一部・大字高浜の一部・大字石神の一部・大字息栖の一部 | <p>町道 7-054 号線</p> <p>町道 8-325 号線</p> <p>大字木崎</p> <p>大字田畑</p> <p>大字石神</p> <p>大字息栖</p> <p>町道 8-365 号線</p> <p>町道 8-372 号線</p> <p>大字高浜</p> <p>北</p> | 大野原中央五丁目 |

| 変更前の大字名 | 区 域 図 | 変更後の町名 |
|---------------------------------|---|----------|
| 大字木崎の一部・大字田畑の一部・大字高浜の一部・大字石神の一部 | <p>The map illustrates the administrative boundary changes. The area formerly divided into four districts (Miki, Tanihata, Takahama, Ishinomiya) is now a single unit under the new town name Ono-honmachi. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Roads: 町道 7-054 号線 (top), 町道 8-339 号線 (left), 町道 8-365 号線 (bottom), and 町道 6-004 号線 (right). Boundaries: The 8-339 road has shifted its alignment. Labels: 大字木崎, 大字田畑, 大字高浜, 大字石神. | 大野原中央六丁目 |

0 50 100 150 200 m

茨城県告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により潮来市長から地籍調査の実施に伴い、同市内の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による地籍調査の認証の日の翌日から生ずるものである。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

清水字北谷に変更する区域

清水字原 267

及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

上記地番は、平成16年11月12日現在の登記簿による。

~~~~~

## 茨城県告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により潮来市長から同市内の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成17年2月28日から生ずるものである。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 曲松に変更する区域

須賀 3027の2

## 須賀に変更する区域

曲松 2765の3, 2765の4, 2768の1, 2768の2, 2769, 2770, 2771の1, 2771の2, 2772, 2772の1, 2773から2778まで, 2779の1, 2779の2, 2779の4, 2854の1から2854の4まで, 2855の1から2855の3まで, 2856の1から2856の3まで, 2857の1から2857の4まで, 2858の1から2858の3まで, 2859の1から2859の4まで, 2860, 2861, 2862の1, 2862の2, 2863の1から2863の4まで, 2864の1から2864の3まで, 2865の2, 2866の1から2866の5まで, 2867の1から2867の4まで, 2868の1, 2869の1, 2869の2, 2870の1, 2870の2, 2871の1, 2871の2, 2872の1, 2872の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

## 曲松南に変更する区域

須賀南 401の1, 411, 413, 519, 519の1, 520から522まで, 525, 527の1から527の3まで, 528の1から528の3まで, 529, 532, 532の1, 537の1, 537の2, 555の1, 555の2, 557から561まで, 562の1, 562の2, 564の1, 564の2, 567から569まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

## 須賀南に変更する区域

曲松南 427の1, 427の4から427の6まで, 436の1, 436の2, 438, 438の1, 439の1, 503の2, 503の3

## 延方東に変更する区域

洲崎 509の1, 509の3, 510の1から510の7まで, 512, 513, 516の1, 814の1, 814の2, 821, 822の1, 822の2, 825の1, 825の2, 826の1から826の3まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

延方西 1684の1から1684の6まで, 1685の1, 1685の2, 1700から1702まで, 1703の2, 1706の1, 1706の2,

1707, 1707の1, 1708から1710まで, 1712から1714まで

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

延方西に変更する区域

延方東 1728の2, 1729

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

上記地番は、平成16年10月31日現在の登記簿による。

~~~~~

茨城県告示第61号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成17年2月1日から施行する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「水戸市常澄地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次を加える。

| | |
|------------------------|---|
| 水戸市内原地区民生委員 児童委員協議会 | 鯉淵町, 五平町, 高田町, 下野町, 中原町, 杉崎町, 三湯町, 小原町, 内原町, 小林町, 大足町, 有賀町, 黒磯町, 牛伏町, 田島町, 三野輪町, 筑地町, 赤尾関 町 |
|------------------------|---|

~~~~~

茨城県告示第62号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成17年1月21日から施行する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

表中常陸大宮市の項の次に次を加える。

|     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 那珂市 | 104 | 98 | 6 |
|-----|-----|----|---|

表中

|     |    |    |   |
|-----|----|----|---|
| 那珂町 | 80 | 76 | 4 |
| 瓜連町 | 24 | 22 | 2 |

」を

削る。

~~~~~

茨城県告示第63号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成17年2月1日から施行する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

表中美野里町の項の次に次を加える。

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 城 里 町 | 51 | 47 | 4 |
|-------|----|----|---|

表中

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 常 北 町 | 26 | 24 | 2 |
| 桂 村 | 17 | 16 | 1 |
| 七 会 村 | 8 | 7 | 1 |

削る。

茨城県告示第64号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成17年2月1日から施行する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

表中水戸市の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 水 戸 市 | 423 | 395 | 28 |
|-------|-----|-----|----|

表中内原町の項を削る。

茨城県告示第65号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号)第3条の救急医療協力診療所の開設者から次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称 | | 所 在 地 |
|---------|------------------------|---------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 美優クリニック | 医療法人美優クリニック 美優クリニック | 猿島郡三和町大和田1802 |

茨城県告示第66号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コージン

代表取締役 寺 田 信 平

(2) 住所

龍ヶ崎市1692番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田1753番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更後・追加分)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|-------------|-------------------|-------|
| 株式会社西松屋チェーン | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 | 大村禎史 |

(3) 変更の年月日

平成17年3月31日

(4) 変更する理由

テナントの新規出店のため

3 届出年月日

平成16年12月27日

茨城県告示第67号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚友部スクエア

西茨城郡友部町湯崎字東原1249-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(法第6条第2項)

平成16年11月18日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時(年間60日は午前9時、一部午前0時)

閉店時刻 午後8時(年間60日は午後9時、一部午前0時)

(変更後) 開店時刻 午前9時、午前10時(一部午前0時)

閉店時刻 午前0時、午後8時(一部年間60日は午後9時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第1駐車場 午前9時30分~午後9時

(変更後) 第1駐車場 午前8時30分~午前0時30分

(3) 届出年月日

平成16年10月28日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第68号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき平成16年12月28日付で水戸那珂地域森林計画を樹立したので、同法第6条第6項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

水戸那珂地域森林計画書

2 縦覧場所

茨城県農林水産部林政課

茨城県県北地方総合事務所林務課

茨城県鹿行地方総合事務所農林課

~~~~~

茨城県告示第69号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき平成16年12月28日付で八溝多賀地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

八溝多賀地域森林計画変更計画書

2 縦覧場所

茨城県農林水産部林政課

茨城県県北地方総合事務所林務課

~~~~~

茨城県告示第70号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき平成16年12月28日付で水戸那珂地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

水戸那珂地域森林計画変更計画書

## 2 縦覧場所

茨城県農林水産部林政課

茨城県県北地方総合事務所林務課

茨城県鹿行地方総合事務所農林課

## 茨城県告示第71号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき平成16年12月28日付で霞ヶ浦地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋本 昌

## 1 縦覧に供する書類

霞ヶ浦地域森林計画変更計画書

## 2 縦覧場所

茨城県農林水産部林政課

茨城県県北地方総合事務所林務課

茨城県鹿行地方総合事務所農林課

茨城県県南地方総合事務所林務課

茨城県県西地方総合事務所農林課

## 茨城県告示第72号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づく公有水面埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋本 昌

## 1 免許の日 平成17年1月12日

## 2 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 名称 茨城県

(2) 所在地 水戸市笠原町978番6

(3) 代表者氏名 茨城県知事 橋本 昌

(4) 代表者住所 水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

## 2 埋立区域

(1) 位置 茨城県鹿島郡波崎町字豊ヶ浜地先の公有水面

(2) 区域 次の地点から の地点を結んだ線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成2年7月19日付け水施指令第137号で免許された埋立区域と公有水面により囲まれた区域

の地点 波崎漁港原点(北緯35度44分51.02秒、東経140度50分15.69秒)から355度39分16秒501.19メートルの地点

の地点 の地点から137度17分31秒 70.00メートルの地点

の地点 の地点から227度17分31秒 29.27メートルの地点

の地点 の地点から317度17分31秒 70.00メートルの地点

(3) 面 積 2,048.49平方メートル

### 3 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位 置 茨城県鹿島郡波崎町地先の公有水面

(2) 区 域 次のアの地点からシの地点までを順次に直線で結んだ線及びシの地点とアの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 波崎漁港原点(北緯35度44分51.02秒、東経140度50分15.69秒)から307度45分49秒532.65メートルの地点

イの地点 アの地点から 47度56分15秒 490.00メートルの地点

ウの地点 イの地点から317度56分15秒 50.00メートルの地点

エの地点 ウの地点から 47度56分15秒 888.00メートルの地点

オの地点 エの地点から302度56分15秒 130.00メートルの地点

カの地点 オの地点から 32度56分15秒 120.00メートルの地点

キの地点 カの地点から122度56分15秒 376.35メートルの地点

クの地点 キの地点から212度56分15秒 228.66メートルの地点

ケの地点 クの地点から164度48分11秒 331.72メートルの地点

コの地点 ケの地点から222度23分23秒 863.25メートルの地点

サの地点 コの地点から312度37分31秒 70.00メートルの地点

シの地点 サの地点から222度37分31秒 310.00メートルの地点

(3) 面 積 810,541.39平方メートル

### 4 埋立地の用途

| 用 途   | 位 置                                          | 規 模          |
|-------|----------------------------------------------|--------------|
| 荷捌所用地 | 埋立地の東側、中央付近で - 6m岸壁の背後及び西側で船揚場と西護岸側の道路との間に位置 | 約1,889平方メートル |
| 岸 壁 敷 | 埋立地の北側から東側にかけての公有水面側に位置                      | 約 159平方メートル  |

~~~~~

茨城県告示第73号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条ノ2第1項の規定に基づく埋立地の用途の変更の許可をしたので、同法第13条ノ2第2項において準用する同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 許 可 の 日 平成17年1月12日

2 許可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 名 称 茨城県

(2) 所 在 地 水戸市笠原町978番6

(3) 代表者氏名 茨城県知事 橋本 昌

(4) 代表者住所 水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

3 用途の変更に係る埋立区域

- (1) 位 置 茨城県鹿島郡波崎町字豊ヶ浜地先の公有水面
- (2) 区 域 次の(1)の地点から(12)の地点までを順次に直線で結んだ線、(12)の地点と(13)の地点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位(D.L. + 1.27メートル)における公有水面と工作物との境界線、(13)の地点から(34)の地点を順次に直線で結んだ線及び(34)の地点と(1)の地点を結ぶ平成元年の秋分の満潮位(D.L. + 1.25メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- (1)の地点 波崎漁港原点(北緯35度44分51.02秒、東経140度50分15.69秒)から329度53分59秒532.10メートルの地点
- (2)の地点 (1)の地点から 47度56分15秒 15.62mの地点
- (3)の地点 (2)の地点から317度56分15秒 0.73mの地点
- (4)の地点 (3)の地点から 47度56分15秒 280.00mの地点
- (5)の地点 (4)の地点から137度56分15秒 0.15mの地点
- (6)の地点 (5)の地点から 47度56分15秒 90.00mの地点
- (7)の地点 (6)の地点から317度56分15秒 11.05mの地点
- (8)の地点 (7)の地点から 47度56分15秒 60.00mの地点
- (9)の地点 (8)の地点から137度56分15秒 7.90mの地点
- (10)の地点 (9)の地点から227度56分15秒 0.77mの地点
- (11)の地点 (10)の地点から137度17分31秒 44.23mの地点
- (12)の地点 (11)の地点から227度17分31秒 271.85mの地点
- (13)の地点 (12)の地点から137度17分31秒 41.46mの地点
- (14)の地点 (13)の地点から 47度17分31秒 21.89mの地点
- (15)の地点 (14)の地点から137度17分31秒 39.31mの地点
- (16)の地点 (15)の地点から227度17分31秒 29.27mの地点
- (17)の地点 (16)の地点から137度17分31秒 70.00mの地点
- (18)の地点 (17)の地点から 47度17分31秒 30.00mの地点
- (19)の地点 (18)の地点から137度17分31秒 0.77mの地点
- (20)の地点 (19)の地点から 47度17分31秒 249.25mの地点
- (21)の地点 (20)の地点から137度17分31秒 38.99mの地点
- (22)の地点 (21)の地点から227度17分31秒 0.05mの地点
- (23)の地点 (22)の地点から137度17分31秒 14.00mの地点
- (24)の地点 (23)の地点から 47度17分31秒 0.05mの地点
- (25)の地点 (24)の地点から137度17分31秒 2.00mの地点
- (26)の地点 (25)の地点から227度17分31秒 281.42mの地点
- (27)の地点 (26)の地点から137度17分31秒 4.00mの地点
- (28)の地点 (27)の地点から227度17分31秒 1.90mの地点
- (29)の地点 (28)の地点から137度17分31秒 199.50mの地点
- (30)の地点 (29)の地点から 47度17分31秒 3.32mの地点
- (31)の地点 (30)の地点から137度17分31秒 1.44mの地点
- (32)の地点 (31)の地点から 47度17分31秒 140.49mの地点
- (33)の地点 (32)の地点から132度37分40秒 25.28mの地点
- (34)の地点 (33)の地点から222度37分31秒 175.01mの地点

4 用途の変更に係る埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 茨城県鹿島郡波崎町字豊ヶ浜地先の公有水面

(2) 区 域 次のアの地点からシの地点までを順次に直線で結んだ線及びシの地点とアの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 波崎漁港原点(北緯35度44分51.02秒、東経140度50分15.69秒)から307度45分49秒532.65メートルの地点

イの地点 アの地点から 47度56分15秒 490.00メートルの地点

ウの地点 イの地点から317度56分15秒 50.00メートルの地点

エの地点 ウの地点から 47度56分15秒 888.00メートルの地点

オの地点 エの地点から302度56分15秒 130.00メートルの地点

カの地点 オの地点から 32度56分15秒 120.00メートルの地点

キの地点 カの地点から122度56分15秒 376.35メートルの地点

クの地点 キの地点から212度56分15秒 228.66メートルの地点

ケの地点 クの地点から164度48分11秒 331.72メートルの地点

コの地点 ケの地点から222度23分23秒 863.25メートルの地点

サの地点 コの地点から312度37分31秒 70.00メートルの地点

シの地点 サの地点から222度37分31秒 310.00メートルの地点

5 用途の変更に係る埋立地の用途

| 用 途 | 位 置 | 規 模 |
|-----------|--|---------------|
| 漁具保管修理用地 | 埋立地の北西側で西護岸側の道路と岸壁の間に位置 | 約 3,500平方メートル |
| 加工場用地 | 埋立地の南西側で陸地に面した側に位置 | 約 500平方メートル |
| 漁港管理施設用地 | 埋立地の南西側で加工場用地の西側に位置 | 約 1,000平方メートル |
| 養殖用作業施設用地 | 埋立地の北西側で四方を道路に囲まれた側に位置 | 約 9,500平方メートル |
| 荷捌所用地 | 埋立地の東側、中央付近で - 6m岸壁の背後及び西側で船揚場と西護岸側の道路との間に位置 | 約17,900平方メートル |
| 漁船修理場用地 | 埋立地の北西側で船揚場と道路の間に位置 | 約 1,200平方メートル |
| 船揚場用地 | 埋立地の北西側で漁船修理場用地の前面に位置 | 約 1,400平方メートル |
| 野積場用地 | 埋立地の中央部を縦断する道路と岸壁の間及び南東側で陸地に面した側に位置 | 約18,300平方メートル |
| 岸壁敷 | 埋立地の北側から東側にかけて公有水面側に位置 | 約 6,900平方メートル |
| 護岸敷 | 埋立地の北端、北東端及び西端側に位置 | 約 800平方メートル |
| 道路 | 埋立地の中央部を縦断する位置、この道路と交差し北西側から南東側にかけて養殖用作業施設用地と野積場用地の前面及び背後に位置並びに西護岸の背後に位置 | 約29,000平方メートル |

茨城県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 河内竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 摘要 |
|-------------------|----------|---------------|------------|-----------------|
| 龍ヶ崎市字砂町5110番地先から | (A) 旧 | 最大 25.0 | 1,304 | |
| 龍ヶ崎市字米町4566番地先まで | | 最小 7.4 | | |
| 龍ヶ崎市字立野4934番3地先から | | 最大 35.0 | | |
| 龍ヶ崎市字寺後3919番4地先まで | | 最小 15.0 | | |
| 龍ヶ崎市字砂町5110番地先から | (B) 新 | 最大 25.0 | 1,625 | バイパス区域 の一部追加 |
| 龍ヶ崎市字米町4566番地先まで | | 最小 7.4 | | |
| 龍ヶ崎市字立野4934番3地先から | | 最大 35.0 | | |
| 龍ヶ崎市字寺後3919番4地先まで | | 最小 15.0 | | |

茨城県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 長沢水戸線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市照田字秋矢口1481番4から
常陸大宮市照田字秋矢口1471番6まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月20日

茨城県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 408号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字上君山字西389番地先から
稻敷郡江戸崎町大字上君山字西442番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年1月20日

茨城県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦江戸崎線
 - 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字時崎字東前530番 1 から
稻敷郡江戸崎町大字時崎字東前1065番 まで
 - 3 供用開始の期日 平成17年1月20日
-

茨城県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦江戸崎線
 - 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字時崎字時崎北部1144番 から
稻敷郡江戸崎町大字時崎字時崎北部1103番 まで
 - 3 供用開始の期日 平成17年1月20日
-

茨城県告示第79号

次の二級河川に係る河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 東連津川水系東連津川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成17年1月20日
- 3 廃川敷地の位置、種類及び数量

| 位 置 | 種 類 | 数 量 |
|----------------------|-----|------------------------|
| 日立市小木津町字中山1130番 3 から | 土 地 | 2,300.93m ² |
| 日立市小木津町字中山1172番 5 まで | | |

茨城県告示第80号

次の二級河川に係る河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事業所において縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称

- 大北川水系花園川及び根古屋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年1月20日
- 3 廃川敷地の位置、種類及び数量

| 位 置 | 種 類 | 数 量 |
|---------------------|-----|-------------------------|
| 北茨城市華川町臼場字新土手94番8から | 土 地 | 12,280.60m ² |
| 北茨城市華川町車字岩下853番4まで | | |

茨城県告示第81号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業(下菅谷地区)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
那珂郡那珂町大字菅谷 字新地、字新地前、字鍛冶屋敷及び字貝保内の各全部
字みの内、字下宿西、字下宿東、字堀ノ内、字おつぼ及び字新堀の各一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第82号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
研究学園都市計画公園事業
4・4・601号
葛城地区公園
- 3 事業施行期間
平成17年1月20日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

茨城県つくば市葛城根崎字向山、字休土、字谷畠及び字新田の各一部

茨城県つくば市苅間字西向、字泳山及び字ケベリ山の各一部

(2) 使用の部分

なし



茨城県告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、水戸市、日立市、北茨城市、ひたちなか市、茨城町、城里町、岩間町、日立・高萩広域下水道組合及び友部・笠間広域下水道組合に係る汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約について次のとおり告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 委託者は、公共下水道事業及び流域下水道事業から生ずる汚泥の処理の用に供するため、水戸市、日立市、北茨城市、ひたちなか市、茨城町、城里町、岩間町、日立・高萩広域下水道組合及び友部・笠間広域下水道組合(以下「関連団体」という。)と茨城県とで共同して設置する汚泥焼却炉施設及び汚泥貯留棟施設(以下「汚泥焼却炉施設等」という。)に関する次の各号に掲げる事務のうち委託者が処理すべき事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を茨城県に委託し、茨城県は、これを受託する。

- (1) 汚泥焼却炉施設等の建設に関する事務
- (2) 汚泥焼却炉施設等の維持管理に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、茨城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は委託者の負担とし、その額は次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める負担率により算定するものとする。

- (1) 建設及びそれに付帯する事務に要する経費 第1基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内に想定される茨城県と関連団体の下水道事業から発生する焼却対象汚泥量の総量に対する委託者に係る焼却対象汚泥量の比(以下「想定汚泥量比」という。)
 - (2) 維持管理及びそれに付帯する事務に要する経費 当該年度の茨城県と関連団体の下水道事業から発生した焼却対象汚泥量の総量に対する委託者に係る焼却対象汚泥量の比(以下「実績汚泥量比」という。)
- 2 前項に規定する想定汚泥量比及び実績汚泥量比は、茨城県知事と関連団体の長が協議して別に定めるものとする。
- 3 第1項の規定により負担する経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、茨城県知事が委託者と協議して別に定めるものとする。

(経理上の措置)

第4条 茨城県は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茨城県流域下水道事業特別会計において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 茨城県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を委託者に通知するものとする。

(繰越金)

第6条 茨城県は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額が生じたときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができるものとする。

(連絡会議)

第7条 茨城県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関連団体の長と連絡会議を開催するものとする。

2 連絡会議の名称は、那珂久慈ブロック広域汚泥処理推進協議会とする。

(中途参入等の取扱い)

第8条 後年度において汚泥焼却炉施設等に関する事務に参入し、又は退出を希望する市町村その他の団体又は関連団体がある場合は、茨城県知事が関連団体の長とこれを協議するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、茨城県知事は、直ちに当該条例等を委託者に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第10条 委託事務を廃止した場合は、茨城県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合において、当該決算により生じた剩余金の処理については、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日から施行する。

(条例等の公表)

2 委託者は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定によるこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する茨城県の条例等が委託者に適用される旨及び当該条例等の名称を公表するものとする。

~~~~~

茨城県告示第84号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所を次のように定めたので告示する。

平成17年1月20日

茨城県計量検定所長 岡 本 洋

| 区 域   | 期 日 | 場 所 |
|-------|-----|-----|
| 土 浦 市 |     |     |
| 古 河 市 |     |     |
| 石 岡 市 |     |     |

|           |                                                 |                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|---------------------------------|
| 下 館 市     |                                                 |                                 |
| 龍 ケ 崎 市   |                                                 |                                 |
| 水 海 道 市   |                                                 |                                 |
| 常 陸 太 田 市 | 平成17年2月28日から<br>平成17年3月25日まで<br>(ただし、土、日、祝日を除く) | 特定計量器検定検査規則第39条に規定する特定計量器の所在の場所 |
| 岩 井 市     |                                                 |                                 |
| 東 茨 城 郡   |                                                 |                                 |
| 那 珂 郡     |                                                 |                                 |
| 鹿 島 郡     |                                                 |                                 |
| 行 方 郡     |                                                 |                                 |
| 新 治 郡     |                                                 |                                 |
| 結 城 郡     |                                                 |                                 |
| 猿 島 郡     |                                                 |                                 |

~~~~~  
茨城県告示第85号

行方郡麻生町大字天掛414-2に事務所を置く天掛籠田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成17年1月20日

茨城県鉢田土地改良事務所長 斎 藤 俊 二

1 退 任

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 藤 嗣 章 一 | 行方郡麻生町大字天掛391番地 |
| " | 宮 崎 一 昭 | " " " 602番地 2 |
| " | 高 野 弘 宣 | " " " 228番地 |
| " | 石 神 榮 一 | " " 大字籠田192番地 |
| " | 高 寄 義 和 | " " 大字天掛358番地 2 |
| " | 中 根 寛 | " " 大字小牧527番地 |
| " | 高 崎 隆 | " " 大字天掛468番地 |
| " | 柏 葉 安 男 | " " 大字籠田25番地 4 |
| " | 高 野 政 雄 | " " 大字天掛378番地 2 |
| 監 事 | 藤 崎 勝 彦 | " " " 387番地 1 |
| " | 額 賀 庸 市 | " " 大字籠田97番地 |

2 就 任

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 藤 崎 登 | 行方郡麻生町大字天掛414番地 2 |
| " | 宮久保 征 男 | " " " 227番地 |
| " | 菅 井 満 夫 | " " " 185番地 2 |

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|---------|------------------|
| 理事 | 一 村 茂 | 行方郡麻生町大字籠田189番地1 |
| " | 高 寄 文 夫 | " " 大字天掛477番地1 |
| " | 大 川 健 治 | " " 大字小牧298番地 |
| " | 飯 島 久 子 | " " 大字天掛455番地 |
| " | 柏 葉 嘉 寛 | " " 大字籠田85番地 |
| " | 高 須 誠 | " " 大字天掛178番地 |
| 監事 | 藤 寄 輝 男 | " " " 214番地 |
| " | 大 塚 善 弘 | " " 大字籠田28番地1 |

~~~~~

#### 茨城県告示第86号

真壁郡協和町大字新治2001番地4に事務所を置く井出姥沢堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第17項の規定により公告する。

平成17年1月20日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

#### 1 退 任

| 職名 | 氏名      | 住所               |
|----|---------|------------------|
| 理事 | 枝 十九男   | 真壁郡協和町大字井出姥沢88番地 |
| "  | 館 野 榮 敏 | " " " 1127番地     |
| "  | 日 向 光 男 | " " 大字横塚293番地    |
| "  | 中 野 邦 之 | " " 大字蓮沼1180番地   |
| "  | 小 島 重 雄 | " " 大字柳137番地1    |
| "  | 大 嶋 貞 夫 | " " 大字桑山3354番地2  |
| "  | 大 木 一 誠 | " " " 2198番地     |
| "  | 中 里 與 市 | " 明野町大字村田1719番地  |
| "  | 稻 見 元 一 | " " 大字内淀311番地    |
| "  | 飯 島 司   | " " 大字倉持590番地の27 |
| 監事 | 入 江 金三郎 | " 協和町大字大島98番地    |
| "  | 枝 修 一   | " " 大字井出姥沢1641番地 |
| "  | 大 吉 宣 男 | " 明野町大字鍋山527番地   |

#### 2 就 任

| 職名 | 氏名      | 住所                 |
|----|---------|--------------------|
| 理事 | 枝 修 一   | 真壁郡協和町大字井出姥沢1641番地 |
| "  | 中 里 與 市 | " 明野町大字村田1719番地    |
| "  | 大 嶋 貞 夫 | " 協和町大字桑山3354番地2   |
| "  | 中 里 友 則 | " " " 1001番地       |
| "  | 館 野 榮 敏 | " " 大字井出姥沢1127番地   |

| 職名 | 氏名   | 住所               |
|----|------|------------------|
| 理事 | 柳田通  | 真壁郡協和町大字柳151番地3  |
| "  | 小島富男 | " " 大字蓮沼79番地4    |
| "  | 日向國光 | " " 大字横塚276番地    |
| "  | 中里和男 | " " 大字清水203番地2   |
| "  | 大木剛  | " 明野町大字鍋山495番地   |
| "  | 稻見元一 | " " 大字内淀311番地    |
| 監事 | 大木隆夫 | " 協和町大字桑山2444番地1 |
| "  | 仁平靖  | " 明野町大字内淀182番地の1 |
| "  | 岩渕邦夫 | " 協和町大字蓮沼65番地2   |

## 茨城県告示第87号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営ほ場整備事業根本地区(全換地区)に係る換地処分をした。

平成17年1月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 足立洋一

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第1号

平成17年1月11日開催の選挙管理委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

| 氏名   | 住所           |
|------|--------------|
| 大津晴也 | 水戸市元山町1-3-66 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第2号

平成17年第2回定例会を次のとおり招集する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

## 1 日 時

平成17年2月21日(月)午前11時

## 2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

(1) 第4回定例会の日程等について

(2) 市町村選挙の結果について

(3) 政治団体の設立届等の状況について

(4) その他

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|--------|----------|--------------|----------|
| 桜友会 | 櫻井正直 | 櫻井敦史 | 龍ヶ崎市3330-2 | 16.12.3 |
| 桜井まさなお後援会 | 岡田光男 | 四ツ谷敬一 | 龍ヶ崎市3330-2 | 16.12.3 |
| 政治結社心隆会 | 小堤貴志 | 小堤貴志 | 水戸市東赤塚253-20 | 16.12.3 |
| 同仁會 | 岡田勉 | 山口明 | 岩井市弓田2188 | 16.12.17 |
| 石塚仁太郎後援会 | 石塚仁太郎 | 大木勇一郎 | 岩井市弓田2188 | 16.12.17 |

~~~~~

#### 茨城県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大津晴也

|   | 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|---|---------------|--------|----------|------------|----------|
| 新 | 柳沢はやお後援会      | 桜井一夫   |          |            | 16.12.8  |
| 旧 |               | 野沢勉    |          |            |          |
| 新 | 牛久再生プロジェクト    |        | 藤田智三     |            | 16.12.13 |
| 旧 |               |        | 菊地博      |            |          |
| 新 | 自由民主党茨城県薬剤師支部 | 根本清美   | 大森幹雄     |            | 16.12.20 |
| 旧 |               | 松崎弘    | 江橋嘉平     |            |          |
| 新 | 茨城県藤井基之薬剤師後援会 | 根本清美   | 大森幹雄     |            | 16.12.20 |
| 旧 |               | 松崎弘    | 江橋嘉平     |            |          |
| 新 | 茨城県薬剤師連盟      | 根本清美   | 大森幹雄     |            | 16.12.20 |
| 旧 |               | 松崎弘    | 江橋嘉平     |            |          |
| 新 | 茨城中村ひろひこ後援会   |        | 古谷博      |            | 16.12.24 |
| 旧 |               |        | 山田豊明     |            |          |
| 新 | 吉田憲市後援会       | 山本俊洋   | 中嶋好朗     |            | 16.12.27 |
| 旧 |               | 大平修三   | 雨宮四郎     |            |          |

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、

同条第3項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------|---------|----------|----------------|------------|
| 桜井まさなお後援会 | 西 村 陽 雄 | 岡 田 光 男 | 龍ヶ崎市出し山町13-13 | 16. 12. 3 |
| 富山修三後援会 | 小 又 和 正 | 富 山 浩 | 常陸大宮市上岩瀬421 | 16. 12. 7 |
| 長山安隆後援会 | 森 戸 榮 | 高 野 実 | 常陸大宮市門井130番地の1 | 16. 12. 16 |
| 石塚仁太郎後援会 | 石 塚 仁太郎 | 大 木 勇一郎 | 岩井市大字弓田2188番地 | 16. 12. 17 |
| 市長と市民が語り合う会 同志会 | 高 橋 英 昭 | 鈴 木 富 夫 | つくば市高須賀171番地 | 16. 12. 17 |
| 同仁會 | 岡 田 勉 | 山 口 明 | 岩井市大字弓田2188番地 | 16. 12. 17 |
| 茨城県こにし恵一郎薬剤師後援会 | 松 崎 弘 | 大 森 幹 雄 | 水戸市緑町3丁目5番35号 | 16. 12. 20 |
| 北里敏明茨城県後援会 | 石 塚 仁太郎 | 前 田 尚 利 | 水戸市三の丸1-3-10 | 16. 12. 27 |

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日      |
|------------------|----------|-----------|------------|------------|
| 櫻井正直             | 龍ヶ崎市議会議員 | 桜友会       | 龍ヶ崎市3330-2 | 16. 12. 3  |
| 石塚仁太郎            | 岩井市長     | 石塚仁太郎後援会  | 岩井市弓田2188  | 16. 12. 17 |

~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

| 届出者氏名 (代表者氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|-------|-----------|------------|------------|
| 石塚仁太郎 | 岩井市長 | 石塚仁太郎後援会 | 岩井市弓田2188 | 16. 12. 17 |

~~~~~

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第1号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行起点表の一部を次のように改正し、別表第2常陸大宮市の部の次に那珂市の部を加える改正規定並びに同表那珂郡の部那珂町の項及び瓜連町の項を削る改正規定は平成17年1月21日以後に出発する旅行から、同表水戸市の部の改正規定、同表東茨城郡の部の改正規定及び同表西茨城郡の部七会村の項を削る改正規定は同年2月1日以後に出発する旅行から、それぞれ適用する。

平成 17 年 1 月 20 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第 2 水戸市の部を次のように改める。

## 水戸市

| 市町村名 | 町・字名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 左の起点名 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|      | 宮町 1 丁目から 3 丁目まで, 桜川 1, 2 丁目, 柵町 1 丁目, 中央 1, 2 丁目, 城南 1 丁目から 3 丁目まで, 白梅 1 丁目から 3 丁目まで, 三の丸 1 丁目から 3 丁目まで, 梅香 1, 2 丁目, 南町 1 丁目から 3 丁目まで, 大町 1 丁目から 3 丁目まで, 北見町, 泉町 1 丁目から 3 丁目まで, 五軒町 1 丁目から 3 丁目まで, 金町 1 丁目から 3 丁目まで, 備前町, 天王町, 青柳町, 柳河町, 根本 1 丁目から 3 丁目まで, 水府町, 大工町 1 丁目から 3 丁目まで, 元山町 1, 2 丁目, 栄町 1, 2 丁目, 常磐町 1, 2 丁目, 緑町 1 丁目から 3 丁目まで | 水 戸   |
|      | 末広町 1 丁目から 3 丁目まで, 八幡町, 松本町, 新荘 1 丁目から 3 丁目まで, 根本 4 丁目, ちとせ 1, 2 丁目, 中河内町, 上河内町, 愛宕町, 文京 1, 2 丁目, 裹塚 1 丁目から 3 丁目まで, 上水戸 1 丁目から 4 丁目まで, 曙町                                                                                                                                                                                                  | 袴 塚   |
|      | 東原 1 丁目から 3 丁目まで, 西原 1 丁目から 3 丁目まで, 新原 1, 2 丁目, 自由が丘, 松が丘 1, 2 丁目, 石川 1 丁目から 4 丁目まで, 石川町, 東赤塚                                                                                                                                                                                                                                              | 松ヶ丘   |
|      | 柵町 2, 3 丁目, 柳町 1, 2 丁目, 白梅 4 丁目, 本町 1 丁目から 3 丁目まで, 紺屋町, 元台町, 朝日町, 宮内町, 瓦谷, 城東 1 丁目から 5 丁目まで, 若宮 1, 2 丁目, 若宮町, 東桜川, 東台 1, 2 丁目, 浜田 1, 2 丁目                                                                                                                                                                                                  | 本 町   |
|      | 千波町, 笠原町, 平須町, 小吹町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 県 庁   |
| 水戸市  | 見和 1 丁目から 3 丁目まで, 見川 1 丁目から 5 丁目まで, 見川町, 姫子 1 丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 見 和   |
|      | 吉沼町, 渋井町, 西大野, 東大野, 坪大野, 中大野                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 上大野   |
|      | 堀町, 渡里町, 田野町, 開江町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 渡 里   |
|      | 元吉田町, 吉沢町, 米沢町, 東野町, 住吉町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 元吉田   |
|      | 酒門町, 谷田町, 元石川町, けやき台 1 丁目から 3 丁目まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 酒 門   |
|      | 上国井町, 下国井町, 田谷町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 国 田   |
|      | 藤井町, 岩根町, 成沢町, 飯富町, 全隈町, 藤が原町 1 丁目から 3 丁目まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 飯 富   |
|      | 河和田町 1 丁目から 3 丁目まで, 河和田町, 萱場町, 飯島町, 金谷町, 加倉井町, 双葉台 1 丁目から 5 丁目まで, 大塚町, 中丸町, 赤塚 1, 2 丁目, 姫子 2 丁目                                                                                                                                                                                                                                            | 赤 塚   |
|      | 谷津町, 木葉下町, 大足町, 有賀町, 牛伏町, 田島町, 三野輪町, 筑地町, 赤尾関町, 黒磯町, 中原町                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 中 妻   |
|      | 下大野町, 小泉町, 川又町, 平戸町, 塩崎町, 六反田町, 栗崎町, 東前町, 東前 2, 3 丁目, 大串町, 島田町, 百合が丘町                                                                                                                                                                                                                                                                      | 常 澄   |
|      | 大場町, 森戸町, 下入野町, 秋成町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 大 場   |
|      | 内原町, 小林町, 杉崎町, 三湯町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 内 原   |
|      | 下野町, 高田町, 鯉淵町, 五平町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 鯉 淵   |

別表第 2 常陸大宮市の部の次に次のように加える。

## 那珂市

| 市町村名 | 町・字名                                  | 左の起点名 |
|------|---------------------------------------|-------|
| 那珂市  | 菅谷, 福田, 横堀, 堤, 杉                      | 那 珂   |
|      | 額田東郷, 額田南郷, 額田北郷                      | 額 田   |
|      | 向山                                    | 笠 松   |
|      | 本米崎                                   | 石神外宿  |
|      | 后台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊喰, 津田, 青柳, 柳河, 上河内 | 五 台   |
|      | 下江戸, 大内, 田崎, 戸                        | 戸 多   |
|      | 鴻巣, 飯田, 戸崎                            | 芳 野   |
|      | 門部, 北酒出, 南酒出, 鹿島                      | 木 崎   |
|      | 上国井                                   | 国 田   |
|      | 古徳, 中里, 瓜連, 静, 下大賀, 平野                | 瓜 連   |

別表第 2 那珂郡の部那珂町の項及び瓜連町の項を削る。

別表第 2 東茨城郡の部を次のように改める。

## 東茨城郡

| 市町村名 | 町・字名                                                                   | 左の起点名 |
|------|------------------------------------------------------------------------|-------|
| 茨城町  | 長岡, 谷田部, 小鶴, 前田, 大戸, 馬渡, 常井, 近藤, 桜の郷                                   | 長 岡   |
|      | 木部, 飯沼, 上飯沼, 下飯沼, 下土師, 奥谷, 越安, 蕎麦原, 駒渡, 野曾, 南栗崎, 南川又, 中央工業団地           | 川 根   |
|      | 秋葉, 南島田, 神谷, 鳥羽田, 生井沢, 下雨谷, 上雨谷, 下座, 小幡                                | 上野合   |
|      | 小堤, 駒場, 神宿, 海老沢, 城之内, 宮ヶ崎, 網掛                                          | 海老沢   |
|      | 上石崎, 中石崎, 下石崎, 若宮                                                      | 石 崎   |
| 小川町  | 小川, 小塙, 下馬場, 中延, 宮田, 野田                                                | 小 川   |
|      | 上合, 世楽, 佐才, 上吉影, 飯前, 下吉影, 百里                                           | 下吉影   |
|      | 与沢, 倉数, 外之内, 山野, 川戸, 幡谷                                                | 橘     |
| 美野里町 | 竹原, 竹原下郷, 中野谷, 上馬場, 竹原中郷, 小曾納, 大谷, 花野井, 中台                             | 竹 原   |
|      | 羽鳥                                                                     | 羽 鳥   |
|      | 堅倉, 小岩戸, 西郷地, 柴高, 鶴田, 三箇, 張星, 部室, 納場, 江戸, 羽刈, 大 笹, 寺崎, 先後, 橋場美, 高田, 手堤 | 堅 倉   |
| 大洗町  | 磯浜町, 東光台, 港中央, 五反田, 磯道, 桜道                                             | 大 洗   |
|      | 大貫町                                                                    | 大 貫   |
|      | 成田町, 神山町                                                               | 夏 海   |
| 城里町  | 石塚, 那珂西, 上泉, 上坏, 下坏, 粟                                                 | 石 塚   |
|      | 増井, 磯野, 上入野                                                            | 小 松   |
|      | 上青山, 下青山, 春園, 小坂, 勝見沢, 上古内, 下古内                                        | 西 郷   |
|      | 阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 赤沢                                                    | 阿 波 山 |
|      | 高根, 北方, 高久, 錫高野, 孫根, 岩船, 高根台                                           | 岩 船   |
|      | 小勝, 塩子                                                                 | 塩 子   |
|      | 徳蔵, 下赤沢, 上赤沢, 大網, 真端                                                   | 徳 蔵   |

別表第2西茨城郡の部七会村の項を削る。

## 公 告

### 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成16年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発 生 場 所  | 発生年月日         | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|------|----------|---------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 2頭   | 東茨城郡美野里町 | 平成17年<br>1月4日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

### 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画地区計画の決定に伴い、那珂町から都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画(下菅谷地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により告示する。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町後台字田向1269番5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市文京1丁目2番5棟302号(愛宕住宅)

藤 咲 良 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字遠西231番7

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方1749番地1 (富士の腰住宅1 - 203)

鈴木 大輔, 鈴木 二三子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字五反畠1409番6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松1220番地438 (原子力技術株式会社員寮202)

会沢 方国

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町大貫町字前原1212番11の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町大貫町915番地

医療法人渡辺会

理事長 渡邊 達郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字上飯沼字寺台1332番3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字上飯沼223番地3

花形 卓

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字駒渡字後原1163番2, 1164番3

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字駒渡1251番地1

細谷 真理子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字住吉3922番1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市住吉町192番地の65

木村 隆宏, 木村 知子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市上河合町字中坪1535番5, 1534番4

## 2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市上河合町1535番地

高野 益夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市永山字原935番1

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市牛堀13-2

兒玉俊夫, 児玉麻美

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字宝山4620番2

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町3360-3

本多敏男, 本多雄一

~~~~~

## 道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日       | 申請者   |                | 道路の位置                                   | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|-------------|-------|----------------|-----------------------------------------|--------------|---------------|
|                |             | 氏名    | 住所             |                                         | 幅員           | 延長            |
| 鹿總建指令<br>第394号 | 平成16年12月28日 | 大塚 隆雄 | 鹿島郡神栖町神栖1-4-10 | 鹿島郡神栖町大字平泉字東瀬古2483番3, 同番4, 字コウカイ崎2497番9 | メートル<br>6.00 | メートル<br>49.00 |

~~~~~

(公 安 委 員 会)

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定による技能検定員審査及び規則第10条第1項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成17年1月20日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大自二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)

ク 技能検定員審査(普通二種)

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)
- エ 教習指導員審査(大自二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

2 審査の日程等

平成17年2月21日(月)から25日(金)までの5日間において、別表「技能検定員審査等日程表」とおり行う。

3 審査の場所

(1) 実技試験及び面接試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3783-3
茨城県警察運転免許センター

(2) 筆記試験による審査

東茨城郡茨城町長岡3814-9
茨城県指定自動車教習所協会

4 申請手続

(1) 申請

申請者本人が、次の提出書類を持参して行うこと。

- ア 審査申請書
- イ 住民票
- ウ 履歴書
- エ 運転免許証の写し(申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。)
- オ 規則第17条の規定により審査細目について審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類

(2) 申請期間及び受付時間

平成17年1月24日(月)から2月8日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 申請先

東茨城郡茨城町長岡3783-3
茨城県警察運転免許センター内 交通部運転免許課教習所指導係
電話 029-293-8811(内線341・342)

5 その他

申請に当たっては、茨城県警察関係手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第53号)に定める審査手数料を、その金額に相当する茨城県収入証紙を申請書にはり付けて納付すること。

別表

技能検定員審査等日程表

| 審 査 細 目 | | 日 程 |
|-----------|---------------|--|
| 技 能 檢 定 員 | 技能検定員審査(大型) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(普通) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から及び 2月25日(金)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(大特) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月23日(水)午前8時30分から及び 2月24日(木)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(大自二) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から及び 2月25日(金)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(普自二) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から及び 2月25日(金)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(牽引) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月23日(水)午前8時30分から及び 2月24日(木)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(大型二種) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から |
| | 技能検定員審査(普通二種) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から及び 2月25日(金)午前10時30分から |
| 教 習 指 導 員 | 教習指導員審査(大型) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 面接試験 2月22日(火)午後1時から 実技試験 2月24日(木)午前10時30分から |
| | 教習指導員審査(普通) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 面接試験 2月22日(火)午後1時から 実技試験 2月25日(金)午前10時30分から |
| | 教習指導員審査(大特) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 面接試験 2月22日(火)午後1時から 実技試験 2月23日(水)午前8時30分から |
| | 教習指導員審査(大自二) | 筆記試験 2月21日(月)午前9時から 面接試験及び実技試験 2月25日(金)午前10時30分から |

| | |
|----------------|---|
| 教習指導員審査 (普自二) | 筆記試験 2月21日 (月) 午前9時から 面接試験及び実技試験 2月25日 (金) 午前10時30分から |
| 教習指導員審査 (牽引) | 筆記試験 2月21日 (月) 午前9時から 面接試験 2月22日 (火) 午後1時から 実技試験 2月23日 (水) 午前8時30分から |
| 教習指導員審査 (大型二種) | 筆記試験 2月21日 (月) 午前9時から 実技試験 2月21日 (月) 午後1時30分から及び 2月24日 (木) 午前10時30分から |
| 教習指導員審査 (普通二種) | 筆記試験 2月21日 (月) 午前9時から 実技試験 2月21日 (月) 午後1時30分から及び 2月25日 (金) 午前10時30分から |

正 誤

平成16年10月21日付け茨城県報第1613号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|---------------|---------------|
| 14 | 68 | 約11,700平方メートル | 約6,900平方メートル |
| 15 | 2 | 約780平方メートル | 約800平方メートル |
| 15 | 6 | 約19,000平方メートル | 約29,000平方メートル |

平成17年1月11日付け茨城県報第1635号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|------------|-------------|
| 4 | 下から11 | 次の救急医療協力病院 | 次の救急医療協力診療所 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県総務部総務課
電話番号 029(301)1111(代)